

平成29年第4回氷川町議会定例会会議録（第2号）

平成29年9月8日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第2日目）

- 日程第 1 報告第 4号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について
- 日程第 2 報告第 5号 平成28年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 3 議案第32号 平成29年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第33号 平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第34号 平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第35号 平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第36号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正について
- 日程第 8 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 認定第 7号 平成28年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 8号 平成28年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 9号 平成28年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成28年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第11号 平成28年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第12号 平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第17 同意第 1号 氷川町教育委員会委員の任命について
日程第18 同意第 2号 氷川町教育委員会委員の任命について

2. 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 河 口 涼 一	2番 清 田 一 敏
3番 長 尾 憲二郎	4番 上 田 俊 孝
5番 江 寄 悟	6番 三 浦 賢 治
7番 松 田 達 之	8番 片 山 裕 治
9番 米 村 洋	11番 上 田 健 一
12番 永 田 義 昭	

4. 欠席議員(1名)

10番 笠 原 良 一

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 草 野 信 一 書 記 畑 野 照 美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 陳 野 信 次
企画財政課長 濤 岡 美智代	税 務 課 長 西 田 美 子
町民環境課長 野 田 俊 明	健康福祉課長 増 永 光 幸
農業振興課長 前 田 昭 雄	農地整備課長 尾 村 幸 俊
建設下水道課長 前 崎 誠	総務振興課長 稲 田 和 也
商工観光課長 平 山 早 苗	会 計 管 理 者 橋 本 智 明
学校教育課長 岩 本 博 美	生涯学習課長 山 本 昭 義
農業委員会事務局長 星 田 達 也	代表監査委員 本 田 孝 志

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（片山裕治君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

笠原議員から本日の会議に対して、体調不良のため出席できない旨の欠席届が出され、これを認めましたので報告します。

-----○-----

- 日程第 1 報告第 4号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について
- 日程第 2 報告第 5号 平成28年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 3 議案第32号 平成29年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第33号 平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第34号 平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第35号 平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第36号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正について
- 日程第 8 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 認定第 7号 平成28年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 8号 平成28年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 9号 平成28年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成28年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第11号 平成28年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第12号 平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 同意第 1 号 氷川町教育委員会委員の任命について

日程第 18 同意第 2 号 氷川町教育委員会委員の任命について

○議長（片山裕治君） 日程第 1、報告第 4 号、宮原まちづくり株式会社の経営報告についてから、日程第 18、同意第 2 号、氷川町教育委員会委員の任命についてまで一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。

本定例会に提案をいたしておりますのは、報告 2 件、平成 29 年度一般会計及び特別会計補正予算 4 件、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更、その他 4 件、平成 28 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定 6 件、人事案件の同意 2 件でございます。

まず、報告第 4 号は、宮原まちづくり株式会社の経営報告につきまして、報告第 5 号は、平成 28 年度氷川町財政健全化判断比率等の報告でございます。

議案第 32 号は、平成 29 年度氷川町一般会計補正予算（第 2 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 5 億 35 万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ 75 億 5,838 万 2,000 円とするものでございます。歳出の主な事業内容は、多目的駐車場整備事業、熊本地震復興基金支援事業、宮原地区軍人墓地改修事業、障害児通所給付費支援事業、台風被害生産施設復旧対策事業、地区要望等々に対する事業でございます。

議案第 33 号は、平成 29 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 3,541 万 1,000 円を追加し、歳入歳出総額それぞれ 24 億 6,527 万 3,000 円とするものでございます。

議案第 34 号は、平成 29 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 5,783 万 4,000 円を追加し、歳入歳出総額それぞれ 15 億 7,893 万 1,000 円とするものでございます。

議案第 35 号は、平成 29 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でありまして、債務負担行為の追加を行うものでございます。

議案第 36 号は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 37 号から議案第 39 号は、工事請負契約の締結について、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

認定第 7 号から認定第 12 号までは、平成 28 年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、監査委員の意見書及び主要な施策の成果に関する

調書を添付をし、認定に付すものでございます。

同意第1号及び同意第2号は、教育委員会委員の任期満了に伴い、再任及び新任の任命について同意を求めるものでございます。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定とご承認をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（片山裕治君） これから、報告第4号から順次、詳細説明を求めます。

総務振興課長、稲田和也君。

○総務振興課長（稲田和也君） 報告第4号、宮原まちづくり株式会社の経営報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

報告にあたりまして、4ページまでは平成28年度の事業計画です。報告規定では、地方自治法施行令173条に毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類という規定になっております。そういうことから、当初の計画と見比べながら口頭での事業実績報告という形になります。あらかじめご了承ください。

資料を2枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。活動事業の①イベント事業等ですが、TMO主催のイベントや中心市街地で行われる既存のイベントの地蔵まつり、初市などは、観光物産協会及び商工会との連携を密にして、お互い相乗効果が得られるような取り組みを行いました。また、表の間を利用した作品展を15回及びものづくり体験の講座を4回実施し、来客及び喫茶等の売上につながりました。ひなまつり展におきましては、町内外からの保育園や福祉施設等からのリピーターも含め、毎年たくさんの方々にご来場いただいております。今期は15回目を迎え、保育所や保育園の園児のつくった個性溢れるひなまつりをはじめとした作品の展示やさげもんづくりの体験講座を5回行いました。今年もほぼ例年並みの6,827名の来場者で賑わいました。このことは氷川町のPRにおおいに貢献できたとともに売上にもつながりました。なお、恒例となりましたわらしべ市を12月に開催し、新たに兵庫県明石市からも参加していただき、全国各地のご当地産品をはじめ、商工会会員や販売可能な株主に声を掛け、物産販売を通じ中心市街地の活性化を図りました。

②エコショップ運営事業ですが、エコショップ清流の事業としまして、EM発酵液のこれまでの普及活動を踏まえ、新規の利用拡大を図り、環境学習の一環として町内全小中学校のほか、八代市、芦北町、水俣市など、町外の小学校や最近では津奈木町の漁業関係者の方の利用がありました。また、地区の要望に応じた講習を行い、町内の老人会や子ども会を含む地域団体でも活用されております。

3ページの③中心市街地まちづくり応援団助成事業につきましては、恒例となり

ました氷川公園のイルミネーション事業では、熊本地震により被災された地域の方々に癒やしを与えたいという思いのもと、熊本県イメージキャラクターくまもと子どもを中心に大人気のポケモンがデザインされました。公園内の樹木に美しいイルミネーションが飾られ、話題性があり、中心市街地の賑わいに貢献ができたと思います。

④請負事業は、平成22年4月より八代生活環境事務組合クリーンセンター内の不燃物処理業務を請け負っており、7名の従業員で業務を行いました。また、平成27年10月1日にオープンしました秋山幸二ギャラリーの管理業務を受託し、平成28年度は4,000人ほど、県内外各地より多くの来館者があり、地元出身地の氷川町をPRすることができました。

次に、当期の収支について、ご報告いたします。

7ページの損益計算書でご説明したいと思います。右側上の数字をご覧ください。営業収益は2,988万9,170円で、前期に比べ約5万円の増益となりました。一方、営業費用は、売上原価が238万5,879円、販売費及び一般管理費が右下の数字で2,667万2,449円となり、これを合わせて2,905万8,328円、これは前期に比べると約67万円の減額になります。一番上の営業収益から営業費用を引きましたら83万842円、これは前期と比較すると約73万円の増となります。この営業利益83万842円に営業外収益を加えた税引き前の当期純利益は下から3行目です。83万1,034円となります。これに対します法人税等充当額が、その下、25万9,000円で、当期純利益は一番下の57万2,034円となっております。収入の主なものとしましては、これは次の10ページをご覧くださいと思いますが、第15期まち株収支決算書をつけております。上から喫茶や物産販売等の売上で約364万円、まちづくり酒屋管理委託料で354万円、秋山幸二ギャラリー管理業務委託料102万円、クリーンセンターの請負業委託料の2,130万円となっております。支出の主なものは、社員の人件費で福利厚生費も合計しますと2,337万8,347円、物産等の仕入れで238万5,879円となっております。

前の8ページをご覧ください。株主資本等変動計算書です。この右から4列目、利益剰余金の合計ですが、1段目が当期期首残高で459万5,880円、その2つ下の当期純利益が57万2,034円、これを加えまして1番下ですが、合計516万7,914円となっております。

以上、平成28年度宮原まちづくり株式会社の経営報告にかえさせていただきます。

○議長（片山裕治君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 報告第5号、平成28年度氷川町財政健全化判断比率等の報告についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度氷川町財政健全化判断比率等について、別紙のとおり報告いたします。

次のページをお開きください。平成28年度氷川町健全化判断比率等の数値を記載しております。この報告は、町の財政状況を国が示す統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合の迅速な対応が取られるように関係書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものでございます。

早期健全化基準とは、市町村の財政規模に応じて政令で定められた基準でありまして、これを超えた場合は、自主的な改善努力による財政健全化を図るため、財政健全化計画の策定や外部監査が義務付けられています。氷川町の比率であります。実質赤字がなかったことからハイフンで表示をいたしております。

次に、実質公債比率については6.4%でありまして、早期健全化基準の範囲内です。前年の8.3%から1.9ポイント減少しております。主な要因は、八代生活環境事務組合に負担金を支出しておりますが、その地方債充当負担額の減少によるものでございます。

将来負担比率については18.6%です。これは、借入金残高のほか、将来負担すべき実質的な負債にあたる額の標準財政規模に対する割合でございますが、前年より1.5ポイント減少しております。主な要因といたしましては、宅地開発事業会計への繰入見込額、八代生活環境事務組合並びに氷川町及び八代市中学校組合の負担等見込額の減によるものでございます。

次に、平成28年度氷川町資金不足比率であります。下水道事業会計、宅地開発事業会計ともに資金不足がなかったため、ハイフンで表示いたしております。

以上で、報告を終わります。

続きまして、議案第32号、平成29年度氷川町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億35万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億5,838万2,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。第2表、債務負担行為の補正でございます。

まず、ふるさと納税事業支援業務でございますが、インターネットを利用して24時間どこからでも寄附ができるよう寄附者の利便性向上と寄附額の増加を図る目的でふるさと納税の運営を委託するものでございます。併せて事業の効果といたし

まして、氷川町のPRや返礼品での地場産業への経済効果を見込んでおります。期間は平成30年度から平成32年度までの3年間、寄附の目標額を年間1,000万円として試算した限度額1,650万円でございます。このなかには返礼品代及び送料が含まれており、寄附額の4割程度を見込んでおります。

次に、5つの指定管理委託業務でございます。期間は全て平成30年度から平成32年度まで3年間、それぞれの債務負担行為の限度額でございます。

5ページをご覧ください。第3表、地方債補正でございます。限度額の変更です。1、総務債を2億6,725万9,000円に、土木債を1億9,280万円、災害復旧債を2,025万円へ補正するものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

13ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、10目、財産管理費、15節、工事請負費の5,800万円は、役場西側に整備します多目的駐車場の整備工事でございます。

17節、公有財産購入費は2,591万7,000円でございますが、同じく多目的駐車場の土地購入費でございます。鑑定評価額により計上いたしております。財源は合併特例債を充当いたします。

35目、交通安全対策費、15節、工事請負費227万8,000円は地区要望によるもので、8地区から要望がありました道路反射鏡の新設など、交通安全施設整備工事でございます。

14ページをご覧ください。50目、財政調整基金費、25節、積立金の2億2,000万円につきましては、地方財政法第7条第1項によります歳計剰余金の積み立てでございます。歳計剰余金の2分の1をくだらない額を翌々年度までに積み立てることと規定されておりますので、今回計上するものでございます。

15項、戸籍住民基本台帳費、5目、戸籍住民基本台帳費、13節、委託料の642万1,000円は住民基本台帳システム改修委託料で、マイナンバーカード等の記載事項充実に係るものでございます。

15ページをご覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費、19節、負担金補助及び交付金の1,200万円は県の復興基金を活用した新たな補助金で、選挙費用助成事業及び民間賃貸住宅入居支援でございます。財源は県支出金となります。

15目、障害者福祉費、20節、扶助費946万3,000円は障害児通所給付費等で、対象者の増加による補正でございます。負担割合が国2分の1、県4分の1になっております。

10項、児童福祉費、15目、保育所費、13節、委託料230万及び15節、

工事請負費 800 万円は、軍人墓地が熊本地震により法面が崩壊しており、改修のための測量設計委託料と工事費でございます。

17 ページをご覧ください。25 款、農林水産費、5 項、農業費、10 目、農業振興費、19 節、負担金補助及び交付金 9,468 万 9,000 円の主なものにつきましては、台風 3 号による被害を受けた農家への支援で、農産物生産復旧支援事業補助金とハウス等の生産施設復旧対策事業補助金でございます。

25 目、農地費、13 節、委託料の 11 万 5,000 円の減額と 15 節、工事請負費 240 万円の減額につきましては、平成 29 年度に予定しておりました沖塘排水機場の蓄電池改修工事が平成 31 年度に変更になったことによるものでございます。

18 ページをご覧ください。35 款、土木費、10 項、道路橋梁費、10 目、道路維持修繕費、11 節、需用費 1,443 万 6,000 円の町道修繕は、地区要望によります 14 路線の修繕でございます。

15 節、工事請負費の 526 万 9,000 円につきましても、地区要望によります町道中網道南鹿野 17 号線及び町道碓原乱橋線の修繕工事でございます。

15 目、道路新設改良費、次のページをご覧ください。15 節、工事請負費、280 万円は町道東上宮 6 号線道路改良工事に伴い、解体する常葉団地の解体工事費を起債対象とするため、住宅管理費から組み替えるものでございます。

22 節、補償補填及び賠償金の 230 万円は町道川上立神線及び町道東上宮 6 号線の道路改良事業に伴います電柱敷設保証金でございます。

15 項、河川費、5 目、河川総務費、11 節、需用費 410 万円は、巡回点検により危険と確認した 2 カ所と地区要望による 2 カ所の水路修繕でございます。

10 目、河川改修費、13 節、委託料 250 万円は、島崎川の国道より上流の河川改修用地測量業務委託料でございます。

15 節、工事請負費 295 万 9,000 円は本山川の河川改修工事、17 節、公有財産購入費は御溝田川及び、次の 20 ページをご覧ください。島崎川の改修事業の土地購入費でございます。

40 款、消防費、5 項、消防費、15 目、消防施設費、19 節、負担金補助及び交付金 742 万 4,000 円は地区要望によるもので、緊急性のある消火栓の新設など 11 件、7 地区の消防用施設整備補助金でございます。

21 ページをご覧ください。50 款、災害復旧費、10 項、公共土木施設災害復旧費、5 目、公共土木施設災害復旧費、15 節、工事請負費の 1,080 万円は、熊本地震で陥没が見られる町道 7 路線の危険性のある箇所への復旧工事として舗装工事を行うものです。財源といたしましては、単独災害復旧事業債を充当いたしま

す。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。8ページをご覧ください。45款、地方交付税、5項、地方交付税、5目、地方交付税、5節、普通交付税1億1,768万1,000円は、交付決定通知により補正するものでございます。

9ページをご覧ください。65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、民生費国庫負担金、10節、障害者支援給付費負担金の473万1,000円は、障害児通所給付費等の2分の1で、国の負担分でございます。

10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金の722万3,000円は、社会保障税番号制度システムに係る補助金でございます。

10ページをご覧ください。70款、県支出金、10項、県補助金、5目、総務費県補助金、5節、総務費補助金1,282万4,000円の平成28年熊本地震復興基金交付金は、主なものといたしまして、転居費用助成事業、民間賃貸住宅入居支援助成事業に係るものでございます。

20目、農林水産費県補助金、5節、農業費補助金5,138万6,000円の主なものは、台風被害による農産物及び生産施設復旧への補助金でございます。

11ページをご覧ください。85款、繰入金、5項、特別会計繰入金、20目、介護保険特別会計繰入金、5節、介護保険特別会計繰入金1,137万9,000円は、平成28年度介護給付費負担金などの実績による介護保険特別会計からの町への返還金でございます。

12ページをご覧ください。99款、町債、5項、町債、5目、総務債、10節、臨時財政対策債1,404万1,000円の減額は、交付税の算定結果に基づき補正するものでございます。

23ページの給与費明細書及び24ページの地方債の前々年度における現在高並びに前年度末及び当年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第32号、平成29年度氷川町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 議案第33号、平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳

出補正予算の総額に歳入歳出それぞれ3,541万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,527万3,000円とするものです。

歳出からご説明いたします。

7ページ、歳出をお開きください。主な補正といたしまして、5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、13節、委託料42万2,000円は、平成30年度の制度改正に伴うシステム改修委託料を補正するものです。

45款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、15目、償還金、23節、償還金利子及び割引料201万5,000円は、平成28年度実績により退職者医療給付費交付金等返還金74万1,000円を支払基金へ、次のページ、8ページをお開きください。特定健診保健指導負担金返還金については136万4,000円を熊本県に返還するものです。

45款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、20目、国庫支出金返還金3,238万3,000円は、こちらも平成28年度実績により療養給付費等負担金等返還金3,102万円、特定健診保健指導負担金返還金136万4,000円を国に返還するものです。

続きまして、歳入をご説明いたします。

ページを戻りまして、6ページ、歳入をお開きください。45款、5項、繰越金、10目、5節、その他繰越金3,541万1,000円を計上いたしております。

以上で、議案第33号、平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第34号、平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,783万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,893万1,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。

7ページ、歳出をお開きください。主な補正といたしまして、10款、保険給付費、23項、5目、高額医療合算介護サービス等費、19節、負担金補助及び交付金に289万3,000円を補正するものです。これは、28年度中に支出を予定していたところですが、国保連合会の集計が大幅に遅れ28年度内に支払いができ

なかったため、改めて今回計上し対応するものです。

8ページから9ページをお開きください。35款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、10目、償還金、23節、償還金利子及び割引料4,246万5,000円につきましては、平成28年度の介護給付費負担金に係る県、それと支払基金への返還金と平成28年度地域支援事業交付金に係る国、熊本県、支払基金への返還金でございます。

28節、繰出金1,137万9,000円につきましては、主に平成28年度介護給付費負担金に係る町一般会計への返還金912万7,000円でございます。

10ページの給与費明細につきましては、説明を省略させていただきますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、歳入をご説明いたします。

ページを戻りまして、6ページ、歳入をお開きください。45款、5項、5目、5節、繰越金5,783万4,000円を計上いたしております。

以上で、議案第34号、平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 議案第35号、平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。債務負担行為を追加する補正であります。

次ページの2ページをご覧ください。第1表、債務負担行為の補正について説明いたします。債務負担行為を起こす理由といたしましては、指定管理者制度の導入期限がきれます宮原浄化センターについて、新たに募集を行うため、今回債務負担行為を起こす必要がありますので補正するものです。

事項としましては、氷川町宮原浄化センター管理業務委託でございます。委託期間は平成30年度から平成33年度までの4年間で、限度額は1億6,962万円でございます。

以上で、議案第35号、平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） それでは続きまして、議案第36号、熊本県市町村総合事

務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正についてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成29年9月30日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

変更の内容につきましては、公立玉名中央病院企業団が地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合として移行することに伴いまして、組合規約の別表中の名称を改めるものでございます。附則でこの規約は、平成29年10月1日から施行するものでございます。

提案の理由は、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定によりまして、関係団体の議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第37号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

竜北西部小学校プール改修・付属棟改築工事について、工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額7,344万円、契約の相手方、熊本県八代郡氷川町鹿島1618番地2、株式会社山口建設、代表取締役 山口秀人様でございます。

提案理由といたしましては、竜北西部小学校プール改修・付属棟改築工事請負契約について、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要ですので提案するものでございます。

これで、議案第37号、工事請負契約の締結について説明を終わります。

続きまして、議案第38号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

氷川町役場庁舎危機管理室等増築工事（建築工事）について、工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額6,885万円、契約の相手方、熊本県八代郡氷川町鹿島1936番地、株式会社竜北建設、代表取締役 西村次男様でございます。

提案理由といたしましては、氷川町役場庁舎危機管理室等増築工事（建築工事）請負契約について、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要ですので提案するものでございます。

これで、議案第38号、工事請負契約の締結についての説明を終わります。

引き続き、議案第39号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

氷川町役場庁舎危機管理室等増築工事（電気設備工事）について、工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額4,712万2,560円、契約の相手方、熊本県八代市西宮町1524番地1、株式会社ユーテックス、代表取締役 沼田啓后様でございます。

提案理由といたしましては、氷川町役場庁舎危機管理室等増築工事（電気設備工事）請負契約について、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要ですので提案するものでございます。

これで、議案第39号、工事請負契約の締結について説明を終わります。

引き続き、認定第7号、平成28年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度氷川町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものでございます。

決算の認定につきましては、配付しております別冊の資料、平成28年度における主要な施策の成果に関する調書のなかで事業の内容等を詳しく記載しておりますので、決算の概要について説明させていただきます。

まず、決算書の歳入1、2ページをご覧ください。5款、町税であります。予算現額、調定額、収入済額は省かせていただき、不納欠損額、5項、町民税170万4,986円、10項、固定資産税143万769円、15項、軽自動車税14万2,000円であります。また、収入未済額は、5項、町民税1,764万7,896円、10項、固定資産税2,502万9,831円、15項、軽自動車税222万5,747円でございます。

続きまして、3、4ページをご覧ください。55款、分担金及び負担金、10項、負担金で104万144円の収入未済額の主なものといたしましては、保育料でございます。

60款、使用料及び手数料、5項、使用料41万4,800円の収入未済額の主なものは、住宅使用料と町営駐車場使用料でございます。

続きまして、5、6ページをご覧ください。99款、町債、5項、町債で予算減額と収入済額の差3億7,420万円につきましては、繰越事業に係る予算減額と実際の借入額の差額の合計でございます。

次に、歳出でございます。

7、8ページをご覧ください。10款、総務費、15項、戸籍住民基本台帳費の翌年度繰越額96万4,000円につきましては、通知カード、個人番号カード、

事務委任交付金事業でございます。

20款、衛生費、10項、清掃費翌年度繰越額5億3,411万5,000円につきましては、災害と廃棄物処理事業の分でございます。

25款、農林水産費、5項、農業費の翌年度繰越額7億243万3,000円につきましては、被災農業者向け経営体育成支援事業、地方創生拠点整備事業、団体営農業農村整備事業でございます。

30款、商工費、5項、商工費の翌年度繰越額320万円につきましては、住宅リフォーム等促進事業災害復旧分でございます。

35款、土木費、次の9から10ページをご覧ください。5項、土木管理費の翌年度繰越額451万円は、氷川町耐震改修促進計画見直し事業でございます。

10項、道路橋梁費の翌年度繰越額4,493万5,000円は、道路路面性状調査等事業、町道八間川氷川堤防1号線道路改良事業、町道川上立神線道路改良事業、町道氷川中南線道路改良事業でございます。

50款、災害復旧費、10項、公共土木施設災害復旧費の翌年度繰越額594万2,000円は、道路施設等災害復旧事業でございます。

続きまして、157ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額79億2,046万2,529円、歳出総額73億3,509万4,205円で、歳入歳出差引額5億8,536万8,324円で、翌年度へ繰り越すべき財源の確保に繰越明許費繰越額1億6,420万7,000円を控除いたしまして、実質収支額は4億2,116万1,324円となります。

次に、158ページからの財産に関する調書でございますが、増減があったところのみご説明いたします。

159ページをご覧ください。公有財産の総括表でございます。(1)土地及び建物で下から3段目の区分、普通財産、その他の土地で決算中の増減高3,341平方メートルの増加は、新村中塘公園用地として取得したものです。まだ公園としての整備が整っておりませんので、普通財産のその他の区分となっております。

161ページから164ページは明細になりますので、省略させていただきます。

166ページをご覧ください。立木の推定蓄積本数でございますが、平成27年の台風15号による被害があり、保険会社に依頼しておりました被害内容の報告が28年度にありましたので記載しております。下から5段目の杉64年生が20本減、下から2段目の檜43年生が20本減、合計40本の減少となっております。

168ページをご覧ください。2、物品につきましては、20万円以上の備品等の数量を掲載しております。平成28年度に異動がありました分について、表のな

かの決算年度中増減高で数量を記載しておりますのでご覧ください。

3、債権につきましては、奨学資金貸付金の貸付及び償還が行われており、平成28年度末現在高は1,102万1,000円となっております。

169ページをご覧ください。4、基金でございますが、主なものについてご説明いたします。財政調整基金の決算年度中の増減高が2億2,635万5,000円減となっておりますのは、一般会計へ4億7,000万円の繰り出し、また利息及び地方財政法第7条第1項の規定による基金繰入2億4,000万円を繰り入れたものでございます。合併振興基金の6,418万2,000円の減につきましては、地区活性化総合交付金などのソフト事業へ充当し、財源としたものでございます。竜北物産館運営基金の255万9,000円の減につきましては、竜北物産館の備品や修繕料へ充当し、財源といたしました537万円の繰り出し、また281万1,000円を積み立てたものでございます。

以上で、平成28年度氷川町一般会計歳入歳出決算書の認定についての概要をご説明終わります。

○議長（片山裕治君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 認定第8号、平成28年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第1項の規定により、平成28年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

1ページ、2ページをお開きください。歳入について、5款の国民健康保険税に対する不納欠損額が270万5,300円で、その主なものとしまして、医療給付費滞納繰り越し分が183万2,157円で、対象世帯は33世帯となっております。

次に、事項別明細書の11ページから12ページをお開きください。歳入の5款、国民健康保険税の収入済額は3億9,011万723円で、うち現年課税分の収入済額の合算額は3億7,490万8,316円で、収納率95.9%、滞納繰り越し分の収入済額の合算額は1,520万2,407円で、収納率22.4%となっております。

続きまして、21ページから22ページをお開きください。歳出、10款、保険給付費で支出済額13億4,432万395円は、前年比4.8%の減少となっております。

31ページをお開きください。実質収支に関する調書です。歳入総額24億5,076万5,693円、歳出総額22億7,491万8,719円、歳入歳出差引額

1億7,584万6,974円です。

次のページ、32ページをご覧ください。財産に関する調書です。国民健康保険基金の決算年度末現在高は4,440万200円となっております。

以上で、認定第8号、平成28年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。

引き続きまして、認定第9号、平成28年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

33ページから34ページをお開きください。歳入につきましては、5款、保険料に対する不納欠損額は127万2,700円で、内訳といたしましては、現年度分が0、滞納繰り越し分は127万2,700円で、対象者は41名となっております。

次に、事項別明細書の41から42ページをお開きください。5款、保険料の収入済額は2億5,562万1,600円で、うち現年分の収入済額の合算額は2億5,509万8,700円で、収納率99.7%、滞納繰り越し分の収入済額は52万2,900円で、収納率13.9%となっております。

続きまして、51ページから52ページをお開きください。歳出、10款、保険給付費の支出済額は13億5,158万7,650円で、前年比5.4%の増となっております。

59ページをお開きください。実質収支に関する調書です。歳入総額15億5,078万5,825円、歳出総額14億6,400万4,307円、歳入歳出差引額8,678万1,518円です。

次のページ、60ページをご覧ください。財産に関する調書です。介護給付費準備基金の決算年度末現在高は7,783万1,954円となっております。

以上で、認定第9号、平成28年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、認定第10号、平成28年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

歳入歳出決算書綴りの61ページから62ページをご覧ください。歳入でございます。

5款、分担金・負担金の5項、分担金、5目、分担金におきまして、収入済額821万8,300円、不納欠損額35万1,000円で、対象者は2名であります。収入未済額が599万1,600円でございます。

10款、使用料及び手数料、5項、使用料、5目、下水道使用料でございますが、収入済額1億2,920万8,590円、不納欠損額94万390円で、対象者は35名であります。収入未済額が631万6,230円であります。

続きまして、歳出でございます。73ページから74ページをご覧ください。歳出につきましては、主な支出についてご説明いたします。

5款、公共下水道事業費、10項、公共下水道維持費におきましては、宮原浄化センター管理業務委託料3,814万7,760円、流域下水道維持管理負担金が5,109万165円であります。10項、公共下水道事業費、15節、工事請負費2億9,827万4,351円あります。

続きまして、実質収支についてご説明いたします。77ページをご覧ください。歳入総額7億7,272万697円、歳出総額7億5,890万9,873円で、歳入歳出差引額が1,381万824円でございます。実質収支額は1,372万6,824円でございます。

78ページからは公有財産に関する調書が記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

続きまして、認定第11号、平成28年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして説明いたします。

歳入歳出決算書綴りの84ページから85ページをご覧ください。まず、歳入でございますが、主なものは、10款、繰入金、3項、一般会計繰入金の収入済額が908万6,000円となっております。

続きまして、歳出でございます。92ページから93ページをご覧ください。7款、公債費、5項、公債費、3目、元金、23節、償還金利子及び割引料892万7,600円となっております。

続きましては、実質収支についてご説明いたします。次ページの94ページをご覧ください。歳入総額919万6,519円、歳出総額908万5,567円で、歳入歳出差引額が11万952円でございます。実質収支額も11万952円でございます。

95ページには公有財産に関する調書が記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、平成28年度の氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定並びに氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせていただきます。

○議長（片山裕治君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 認定第12号、平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

96、97ページをお開きください。歳入につきましては、5款、後期高齢者医療保険料に対する不納欠損額が4万3,900円で、内訳といたしまして現年度分が0、滞納繰り越し分が4万3,900円で、対象者は5名となっております。

次に、事項別明細書、歳入の102ページから103ページをお開きください。5款、後期高齢者医療保険料の収入済額は9,317万3,200円で、うち現年度分の収入済額の合算額は9,296万1,600円で、収納率99.8%、滞納繰り越し分の収入済額は21万600円で、収納率67.2%でした。

20款、繰入金につきましては、一般会計より保険基盤安定繰入金として4,838万6,142円を繰り入れております。

106ページから107ページをお開きください。主な歳出といたしましては、10款、後期高齢者医療広域連合納付金が1億4,151万4,942円で、前年比0.2%の減となっております。

最終ページの110ページをお開きください。実質収支に関する調書です。歳入総額1億4,572万366円、歳出総額1億4,433万2,836円、歳入歳出差引額138万7,530円です。

以上で、認定第12号、平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わらせていただきます。

○議長（片山裕治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第1号につきましてご説明をいたします。

次の者を氷川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町野津3963番地、氏名、沼田則子、生年月日、昭和27年3月6日生まれでございます。

同氏は、平成21年11月23日から教育委員会委員の職務に精励をいただいております。現在2期目でございます。教育に対する熱意が強く、温厚で実直な人柄が示すとおり献身的にその職務にご尽力をいただいております。今後も教育委員と

しての活躍が期待できますので、再任いたしたく同意をお願いするものでございます。

同意第2号についてご説明をいたします。

次の者を氷川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、熊本県八代郡氷川町鹿野229番地、氏名、志水あおい、生年月日、昭和48年6月2日生まれでございます。

同氏は、平成8年4月に鹿屋体育大学を卒業後、5年間熊本県内の高校講師を務められ、結婚を機にトマト生産農家として家業に専念をされております。平成24年から女性農業アドバイザーとして後輩の育成にも尽力をされ、平成26年度竜北西部小学校PTA副会長も歴任をされております。教育に対する識見が高く、PTA活動で培った経験と温厚で誠実な人柄は教育委員として適任と思っておりますので、新たに教育委員に任命いたしたく同意をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（片山裕治君） 次に、決算の認定について監査委員から審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。

監査委員、本田孝志君。

○代表監査委員（本田孝志君） 監査を実施しましたので、監査報告をいたします。監査及びその意見を述べさせていただきたいと思っております。

平成28年度は4月14日及び16日に発生した震度7の熊本地震の対応に終始した1年であった。一般会計予算は62億1,483万1,000円、補正予算第9号の最終予算は87億162万1,000円と当初予算の140%となっている。地震発生により避難者対応、罹災証明書発行等、復興・復旧に向けた1年であった。そのようななか当初予算で計画された事業は計画どおり実施されていったことについて敬意を表します。

それでは、平成29年7月14日付で町長より審査に付されました平成28年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計決算について審査いたしましたので、結果及び意見を申し述べます。

各会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、各課より提出いただいた主要な施策の成果に関する調書、ほか、関係書類をもとに各担当業務内容、事業処理等について聴取しながら審査を実施いたしました。提出された決算書類は、いずれも地方自治法施行規則に示された様式に基づいて作成されている。また、各決算の数値については適正であると認めます。

続きまして、1、予算執行について、一般会計ほか、各特別会計の歳入歳出総額、決算額の総額は、歳入128億4,965万1,629円、歳出は119億8,634万5,507円である。歳入の収納率は98.9%、歳出の執行率は86.5%、翌年度への繰越額を差し引いた執行率は96.9%である。最終予算の執行率を各会計年度別に見ると、一般会計82.7%（翌年度繰越額を差し引いた執行率は96.9%）である。国民健康保険特別会計95.1%、後期高齢者医療特別会計99.3%、介護保険特別会計95.3%、下水道事業特別会計84.5%（翌年度へ繰越額を差し引いた執行率は98.4%）、宅地開発事業特別会計99.4%の執行率となっている。予算執行において、目内の流用が一般会計において16件、国民健康保険特別会計において2件あった。流用先の節に不用額があるものもあり、予算の流用については十分意を配してほしい。予備費の流用は、一般会計1件、国民健康保険特別会計4件であった。一般会計の1件は緊急的な事案であると思われる。国民健康特別会計4件については予算管理を十分に行えば防げるものと思われるので、補正予算時には十分の配慮をお願いしたい。

2、財政運営について、実質収支については、各会計ごとに記載しておるとおりです。一般会計については、実質収支比率が平成25年度10.0%、平成26年度12.3%、平成27年度11.0%、平成28年度10.1%と、望ましいとされている比率3から5%及び平成28年度版地方財政白書、平成27年度の決算でございますが、の市町村平均が4.7%を上回っている。昨年度、改善策を検討をお願いしたが、決算の状況を見ると、検討のあとが見られない。地方自治法208条、会計年度及びその独立の原則でございますが、第2項では「2、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」となっている。また、地方財政法第7条（剰余金）第1項では、「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」となっている。財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は92.6%で、平成27年度より6.3%上昇した。これは、物件費、公債費、繰出金の伸びたためであると思われる。一般的に市町村にあつては75%が望ましいとされているが、地方財政白書27年度決算によると経常収支比率が80%未満に13.8%の市町村、80%以上90%未満に56.2%の市町村、90%以上に30.0%の市町村が位置している。財政力指数は28年度0.28%で、前年度と同じであった。今後も産業の振興、生産人口等の増加など、定住化等に努力され、課税客体の増加に努められることを臨みます。また、将来にわたり安心・安全なまちづくりができる財政運

営をお願いしたい。

以上でございます。

○議長（片山裕治君） 説明が終わりました。ここで、暫時休憩します。

11時30分より開会いたします。

-----○-----

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（片山裕治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

議案第32号について、質疑ありませんか。

江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） ページが4ページ、ふるさと納税事業支援業務について、今回新規に出たものだというふうに思いますけれども、手元のほうにこのパンフレット、ふるさと寄附の流れが出ておりますが、今日の説明でいきますと3カ年に1,650万円のこれは業務費として出されるわけですから、実質的にとりあえず年間になおしますと550万がこの委託の業務のほうにまわっていく形になると思います。今、28年度決算、ちょっと見せていただいて、そのときのふるさと基金ですかね、169ページのふるさと氷川応援基金、ここに本年度の増額が51万7,000円というふうに書いてありますので、28年度ふるさと納税51万7,000円だったのかなと思います。年間この程度のふるさと納税がなされているというふうに理解していいかどうかは1点。

それから、今、企画財政課長の説明でいきますと、このこれ当社って書いてありますから、委託会社からもらった資料だと思いますけれども、これでいくとおおむねその51万7,000円が年間1,000万の寄附になるんですよという想定をされているというふうに説明を受けたわけですが、1,000万円きたときに550万円、これは返礼品も含めてこの金額になるんだということですから、手元に残るのは450万円というふうに理解していいかどうか。

今51万7,000円の部分で、役場のほうで業務をやっているのが、寄附の申し込みの受け付け、納付書の発送、返礼品手配、お礼状発送、申告関係書類発送、これらを役場の業務としてなくしたい。全てこの当社に委託をしましょう。そこで、今51万7,000円程度のふるさと納税が1,000万円になったとして、550万円返戻金をやりますという話はわかりましたが、ここで例えば50万円が100万円しかこなかった。そのときにこれでいきますと何%ぐらいですかね、約半

分がいきますので、100万円しかこなかったときには、この当社に委託会社に50万しかやれない。10分の1、今きてる分の倍、ふるさと納税になったとして、この委託会社はパンフレットを作ったり、いろいろやるんですけども、50万円で委託業務費を支払うというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（片山裕治君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） ただいま江寄議員様からご質問がありましたまず第1件でございますけれども、28年度の決算で出ております基金積立額でございますが、これにつきましては28年度につきまして一般会計のほうに繰り出しまして事業に充当している部分がございますので、それを差し引きましての金額となっております。ですので、今お話しされた金額が寄附金の金額ということではございませんので、よろしく願いいたします。

それと、その後の質問につきまして、少しふるさと納税事業支援業務につきまして、ご説明追加させていただきたいと思っております。債務負担行為限度額ということで、1,600万円を補正しておりますけれども、この金額で契約することではないということをまず申し上げさせていただきたいと思っております。その業務委託の経費といたしましては、寄附額に応じた歩合制を考えておりまして、寄附額の15%程度を見込んでおります。また、返礼品代といたしまして、送料含めて寄附額の約40%を想定しております。合計しますと寄附額の約55%が業務委託の総経費となっております。先ほどお話にありまして、寄附額を年間目標を1,000万といたしまして試算した場合、事業委託費用が150万円、これはふるさと納税専用サイトの掲載料などを含み、委託業務としては先ほどお話のとおり専用サイトの構築、寄附受け付けから返礼品の発送まで一連の業務合わせまして返礼品の内容の提案などになっております。また、返礼品代として300万円を見込んでおりまして、これは町内事業者への収入となります。このほか返礼品の送料100万円を見込み、実質的な町への寄附額が450万円となりますが、返礼品代300万円の収入を加えますと750万円が町内への収入と捉えることができます。

県内でも70%以上の市町村がこのようなシステムを採用しております。現在、全国的にも自主財源の確保としてふるさと納税は見直されており、町内特産品の販路拡大や町内事業者の所得アップ、併せて町のPR、氷川町ファンの獲得にも効果が期待できるものと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 今の話でいきますと15%が業者さんの取り分ですよ。あとは300万円は返納品だから、これは町に残る、残るという表現はおかしいかな。町からその商工業者の方たち、どういう品物になるかわかりませんが、それが売れま

すので、それを収入というかどうかはちょっと別として、町に現存として残る450万円。今、教育費に使いますかとか、なんに使いますかとかという選別がなされているのかどうか。例えば1,000万寄附されれば、町が、その人、寄附した人は300万の返戻金はもらえるんだけど、実質的には450万しか教育費にはまわせないというふうに理解できるということ。

それから、今1,000万を目標にしてるといことなんで、目標に達さない、要するに下限額、ここでいくとここの会社はいろいろインターネットをやってみたり、それからパンフレットとかも作ってみたりするんだというふうに書いてありますね。下限額ですよ。例えば100万円しかこなかった。結果的にですね。今100万円程度でしょうね。100万円しかこなかったときに、下限額を設けているのかどうか。最低15万円は補償しますよ。100万だったら15万じゃないですか。1,000万円のとき150万だから、ここは当社は採算あいますよ。3年間やれば。ところが、これが100万しかこなかった。この人たちのPRがへたでこなかったときに、下限額というのはその契約の時点でその下限額は設けるんですか設けないんですか。結果的に寄附していただいたけど、赤字が出る、出たということになると問題があると私は思うんですよ。下限額を設けないと、例えば100万円、今きてるんだったら、100万円のときは15万円までは下限としますが、というとかね。そういうのは考えておられますかね。もう50万はどうしてもほしいとかっていう形になるんじゃないかと思うんですよ。年間、少なくとも、パンフレットも実費でつくるわけだからね。そこら辺はその最低いくらはくださいってというような契約の中身が出てくるのかどうか、そこをちょっと教えてください。

○議長（片山裕治君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） ただいまの質問ですけれども、まず最初のほうでお伺いしました町への寄附が450万円になるので、それで事業を行うのかということとございますけれども、寄附額といたしましては1,000万という考え方でございますので、そのなかで各寄附者の方がご希望された項目に充当させていただくという形になってくるかと思えます。

あとのご質問の件ですけれども、最低金額を設けるのかというご質問でございますけれども、業者様の選定は今からさせていただくということになりますので、そちらのほうの内容につきましてはこれから検討させていただくところでございますけれども、ただいまいろいろな業者様からお話聞いている限りでは最低価格のお話は聞いておりませんので、そちらのほうは考えておりません。

以上で終わります。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 町長、これ委託したときに、そのふるさと納税をしてくれた人の気持ちは、町の活性化につなげてください、教育に使ってください、そういう気持ちでふるさと納税されると私は思います。ところが、もし下限を決めなかったら、下限を決めなかったらという表現はその考え方がちょっとずれてくるかもしれませんが、要するに例えば最低50万はくださいねというような話がきたときに、要するに100万円で事務手数料15%ではふるさと納税したときに、もう手数料的に受けたのが採算があわないので、これだけ50万はくださいねとかっていう話が出たときに、やっぱり納税者の人にそのお金を気持ちで出してくれるわけだから、そのお金を実質的に全部委託会社にやらざるを得ないような赤字が出るような状況に陥るのはやっぱりまずいと思うんですよ。実質目標1,000万かもしれないけれども、その目標を達成するために努力はされるとは思います、そのところを納税者の気持ち、そういうものを汲み取れるような方法でこのふるさと納税事業やってほしいと思うんですが、そのところは今のところ考えていないということなんですけども、そういう業者さん選定にあたってそのところをきっちり役場の責任としてじゃなくて、受けた業者さんの責任としてその1,000万目標という形をとらないと、1,000万とりきらなかったらもう委託費はこのくらいしか出せません、町にはこのくらいやっぱりどうしても残して、気持ちを町の教育に使いたいからというような形をとらなければ私はいけないと思うんですが、その点、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（片山裕治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 先ほど、課長からご説明申し上げましたとおりでございます、歩合制でございます。15%がその業者さんの手数料でございますので、100万であろうが、500万であろうが、1,000万であろうが、15%にはかわりはありませんので、赤字になる話にはなりません。それは、業者の皆様方のリスクの部分でございますので、私どもがそのリスクを払う、負う責任はないと思っております。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） よくわかりました。ぜひそれでよろしくをお願いします。

○議長（片山裕治君） ほかに質疑はありませんか。

米村洋君。

○9番（米村 洋君） 今ちょっと江寄議員のこのふるさと納税の支援の委託について、江寄議員がちょっと先に質疑したんですが、この支援事業ということにおいて、議員として質疑をしていいのかという、非常になんちゅうのかな、自問自答にかられるというのかな、その思うようなことがあるわけですね。なぜならば、平成

20年度にこの制度が導入されたその趣旨、目的というのは、なんというのかな、生まれ育った都会に出て、誰でもふるさとを想い、そしてそのふるさとに恩返しをしたいということで、育ててくれた、支えてくれた、そして一人前にしてくれたふるさとへ都会で暮らすようになって職業に就いて、納税をし始め、住んでいる自治体に納税をすることになり、税制を通してふるさとへ貢献するという仕組みができないか、そのような思いのもとに平成20年度にふるさと納税イコール地方創生ということで導入されたということ、このふるさと納税の支援業務を通じてほとんど私どもは議会議員として無知なところがあつたのではないのでしょうか。だから、議会にも大きい責任があるかと思ひます。今、江寄議員が行政についていろんなことを質疑しておりますが、議会そのものがやっぱりいろんな方面で発信するなり、全協なり開いて、今後はふるさと納税について私ども議会と行政と一体となつてこの問題に取り組まなきゃならないということをおもっております。非常にこの業務委託についての問題について、私もちよつと問題点があるんじゃないかと思ひましたけれど、議会の責任ということは非常に大きい。私たちが自らやらなきゃならないこともやらない。そして、皆がこの議会議員のなかでもふるさと納税に対してほとんど関心がなかつたのではないのか。議会議員として何してるのか。議会としては何したのかということにおいては、行政に対しては非常に質疑、質問等々は本当はできないような気がします。よつて、今後この業務委託において、それだけの一つの計画が出てきたことにおいてしつかり頑張つていただきたいなということですが、どうですか、企画課長、そのようなことを議会も十分に反省しなければならぬということをお認識しておりますから、その辺のところをしつかり頑張つていただきたいと思ひますが、どうでしょうか。

○議長（片山裕治君） ほかに質疑はありませんか。

企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 大変今ありがたいお言葉をいただきました。ありがとうございます。期待にお応えできるよう頑張つていきたいと思ひます。今お話ありましたように議員様方のご親戚、お友達等、町外にいらっしゃる方がいらっしゃいましたらどうぞお声掛けしていただければなお効果が上がるものと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（片山裕治君） ほかに質疑はありませんか。

米村洋君。

○9番（米村 洋君） 何ページかな、農業振興費について、この台風関連のこの被害について、県の補助金等々のこれは県と町ですかね、国も入つてるのかな。県補助金イコール町の補助金、これは、例えば何ページですかね、17ページちよつと見

ていただければと思うんですが、この一つの説明のこの3項ですかね、この台風被害農産物生産復旧支援事業費補助金というのは、どの辺のことを基準にして補助率を決めていくのか、これはどういうことに対して補助をするのか、ちょっとご答弁いただけますか。

○議長（片山裕治君） 農業振興課、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） それでは、私のほうからここにあります台風被害農産物生産復旧支援事業補助金、これについて説明いたします。

これにつきましては、台風で被害を受けた生産物の復旧ということで補助を行います。県の単独事業になります。内容といたしましては、土壌病害対策としまして薬剤防除等の土壌消毒の費用、それと病害蔓延防止ということで防虫ネット・防風ネットの費用、それと生育対策ということで生育回復や病害防止の葉面散布剤の補助、そういったものが台風被害農産物の生産復旧事業の補助になります。今のところ県の単独事業ということでなっております。

以上です。

○議長（片山裕治君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 課長、補助金の、例えばそのどれくらい、例えばその被害にあった人たちが請求する金額、全額補助をするのかねということ。

○議長（片山裕治君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） 今のお話は補助率の話だろうと思います。

まず、土壌病害虫につきましては、土壌消毒の必要な経費の3分の1になります。上限が10アール当たり10万5,000円です。

次の病害蔓延防止につきましても、同じく補助率は3分の1ですけど、上限事業費が20万円になります。

それと、生育対策は、樹勢回復とか、葉面散布等は10アール当たり1,400円、あと整枝等は3分の1になります。

ただ、今ここ説明していますが、議員ご存じだと思いますけど、今、国の事業が支援策が出てきています。今の段階で県単の分だけ出てきますけど、今後、県の事業が出てきましたら、その乗り換えとか調整とかして、この辺のところの事業が内容は変わっていく可能性があります。その点ご了承願いたいと思います。

○議長（片山裕治君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） ちょっとこのこっこのほうも説明して、下のほうも、この台風の被害の生産の施設等の復旧、これに対しての補助制度をちょっと。

○議長（片山裕治君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） これは、ここに書いてありますように施設災害という

ことで倒壊破損したハウスの復旧・再建に係る経費です。これは、被害額10アール当たり40万円以上の被害があった場合、または10%以上の被害があった場合ということのハウスの対策になります。

ただ、これも先ほど言いました今、県が10分の2、町が10分の2で上乗せしていますけど、国のほうも支援策を打ち出されていて、こちらのほうが今、詳細のほう伝わってきている段階です。今後、国の事業、また県の事業、そういったものを合わせましてうちのほうでも内容を検討して、皆さんに周知し、事業費を確定したいと考えております。

以上です。

○議長（片山裕治君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） ということは、今現在、県の補助と町の補助金ということでこの予算を打ち出してきているわけだね。あとは、国が、あと例えば50%なり、例えば補助するのかわからないのかとか、そういう問題は今後においての課題としての、大体ある程度のことは聞いとるんだけど、大体、県も国もそういうような方向性でという話聞いとるんだけど、それは確定したのか知らないからわからないんだけど、その辺のところをまた補助対象になってくるということだね。

○議長（片山裕治君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） 今説明しましたハウスの生産施設の復旧につきましては、今こちらのほうの情報としまして融資事業ですので、10分の3という補助がきています。経営体育成事業ということで今まで行ってました町の機械導入とか、ハウス導入の資金になりますので、その辺のところこの国にのる部分、また国からもれて県にのる分、また国と県両方できる分、そういった分が出てきますので、その辺のところを私たちのほうで内容を精査し、周知し、勧めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（片山裕治君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） これで質疑を終わります。

次に、議案第33号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第34号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第36号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について、質疑ありませんか。

米村洋君。

○9番（米村 洋君） これは、総務の所管だと思うんだけど、ちょっとこの本会議でちょっとしていきたいんですが、この副町長、指名審査委員会の会長としてこの入札の価格、入札の結果、改札調書を見るとどのように思われるのか。非常に疑義ある入札。結局、行政としては関係ありませんよと言われるかしれないですけど、例えばそこの小学生の子どもが見てもなんかおかしいんじゃないとか、この入札の金額の設定についてですよ。誰もがちょっと不思議な入札の制度だなど、何かその協定等々が存在するんじゃないかというような、そういうことの疑義ある入札の結果じゃないかと思うんですね。だから、今の入札、電子によってですよ、一般競争入札をやっておられると思いますけれど、いかにも、私一人非常に懸念しているのは、一般競争入札のあり方というのも、一つ言うと、物品の納入に対しては予定価格を公表しない、最低制限の価格も言わない、物品の納入に対しては、こういう制度でやってる。しかしこの制度、この一つの土木関係のこういう建築に対しても、これは予定価格を公表して、ただ最低制限価格を言わないだけであって、非常に何らかの恩恵が出やすいような入札であるかと思います。確かに、我が町のその一つの土木の建設業界の保護をしたいということで町長はそういう方針でやってみえると思いますが、今後において非常にこれからはちょっとなんて言うんですか、もうちょっとその予定価格を言わないとか、そういうようなちょっと入札制度等々も一回その指名審査委員会のなかで協議をなされたらどうかと思うんですが、それ

ともちよつともうちよつと幅広く一般競争入札を広げるとか、そういうことも視野に検討されることをちょっと提言したいんですが、どうでしょうか。指名審査委員会の副町長としては、どのように思ってみえますか。

○議長（片山裕治君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 入札における責任者ということで答弁させていただきます。

今回のケースにつきましては、参加業者が通常20から30社を今必要としております。氷川町では条件付き一般競争入札の制度を持っておりますので、それにしたがって町内だけではこれは業者数が足りてない。当然八代地域に広げたときに30社ぐらいが充足できると、ということで今回執行をしております。これにつきましては、当然、国、県の制度にのったシステムであり、熊本県では最低制限価格は計算式を今、公表すると、そして予定価格につきましては、これは公表するというところで現在進んでいるところでございます。入札制度につきまして、細かく規則、要綱等で定めておりますので、それにしたがって我々は公告して入札を執行してるような状況でございます。

また、物品等につきましては、国、県も含めてまだそういう事前公表、あるいは最低制限価格の公表あたりはまだ制度としてなっておりませんので、その辺につきましては、国、県の動向を見ながら今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（片山裕治君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 町長、ちょっと長くなって寝てる議員もおりますから、この辺で町長、この問題も含めてやっぱり行政全般のこの制度においても今後の課題として提言いたしておきますから、それぐらいにしときます。もう寝てる人たちもおるからね。

○議長（片山裕治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） これで質疑を終わります。

次に、議案第38号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号を除く、議案第32号から同意第2号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ常任

委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号を除く、議案第32号から同意第2号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後0時04分